

定額減税の通知書への記載の例について 給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）の場合

通知書の左下の（摘要）に記載しています。

年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)														
所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	配偶者	不納所得	配当所得	雑所得	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引
	給与所得(所得金額)													
	その他の所得計													
所得控除	雑損	障害・寡・ひ・勤	配偶者特別	扶養	基礎	所得控除合計②								
	医療費													
	社会保険料													
(摘要) 市民税・県民税減税控除済額 : 10,000円 市民税・県民税控除外額 : 0円 税額控除前所得割額④ 市民税 税額控除額⑤ 6月分 所得割額⑥ 7月分 均等割額⑦ 8月分 税額控除前所得割額④ 9月分 県民税 税額控除額⑤ 10月分 所得割額⑥ 11月分 均等割額⑦ 12月分 森林環境税額⑧ 1月分 特別徴収税額⑨ 2月分 控除不足額⑩ 3月分 既充当・既委託納付額⑪ 4月分 額 既納付額⑫ 5月分 差引納付額⑬(⑨-⑩-⑪) 変更月 月 変更前税額⑬ 増減額⑬(⑨-⑬)														

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)

受給者番号	指 定 番 号
氏 名	宛 名 番 号
住 所	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定しましたので、地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この処分に関する異議を申し立てることは、この通知を受けた日から起算して3月以内に行うことができます。ただし、異議を申し立てた日から起算して3月以内に行わない場合は、異議を申し立てることはできません。また、この処分に関する異議を申し立てることは、この通知を受けた日から起算して3月以内に行うことができます。ただし、異議を申し立てた日から起算して3月以内に行わない場合は、異議を申し立てることはできません。また、この処分に関する異議を申し立てることは、この通知を受けた日から起算して3月以内に行うことができます。ただし、異議を申し立てた日から起算して3月以内に行わない場合は、異議を申し立てることはできません。

※申告書の提出時期によっては、申告内容を通知書に反映できていない場合があります。申告内容を通知書に反映した結果、税額が変更となる場合は、後日、税額変更（決定）通知書を送付します。

問合せ先 大津市 市民税課 TEL 077-528-2721（直通）

拡大

(摘要)

市民税・県民税減税控除済額 : 10,000円 市民税・県民税控除外額 : 0円

定額減税された額が記載されます。

定額減税しきれなかった額が記載されます。

(参考) 減税しきれない額がある方の例

(摘要)

市民税・県民税減税控除済額 : 7,600円 市民税・県民税控除外額 : 2,400円